

東日本大震災復興緊急融資認定申請書
(罹災・原子力発電所事故(震災緊急保証)関係)

年 月 日

(認定機関の長) 殿

個人名・法人名
代 表 者 印
現 住 所
県内事業所の所在地
連 絡 先 電 話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

- 業 種 (主たる事業内容)
- 資 本 金
- 従 業 員 (パートを除く) 人
- 営業開始 年 月から
- 県内事業所における営業 年 月から
- 融資の申込内容
 - 申請金額 千円 (内訳) 設備 千円・運転 千円
 - 融資期間 設備 年 月 (うち据置期間 年 月)
運転 年 月 (うち据置期間 年 月)
 - 融資利率 年 パーセント
 - 返済方法 元金均等割賦
 - 資金使途 (具体的に)
 - 融資を受ける時期 年 月
 - 融資希望金融機関 銀行・信用金庫・信用組合 本・ 支店

添付書類

- 1 罹災証明書（市町村長等が発行したもの）：融資対象者アaの場合
 - 2 原子力発電所の事故による警戒区域等として公示された区域内に事業所を有することに係る市町村長等の証明書：融資対象者アbの場合
 - 3 許認可等の必要な業種にあつては、許可証等の写し
 - 4 県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
 - 5 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合）
-

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

平成 年 月 日

（認定機関の長） 印

- (注) 1 この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
- 2 取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
- また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。
- 3 この認定書の有効期間は、概ね1か月です。